

令和 3 年度第 20 回庁議提案 審議・**報告**・その他

提出 日：令和 4 年 1 月 25 日

担当部・課：教育委員会学校管理課〔内線 5037〕

① 件 名
学校給食費の改定について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】 現在の学校給食費は、平成 26 年の消費税率引上げに伴い改定したもので、これまで主食や牛乳等食材の物価上昇に対しては、食材の購入方法や献立内容を工夫する等して対応し、保護者の負担増とならないよう、学校給食費の改定を見送ってきた。 この結果、近年は保護者から徴収した学校給食費だけでは、児童生徒の健やかな成長に必要な栄養価の充足が困難な状況が続いている。</p> <p>【目的】 望ましい学校給食の提供を維持継続するため、受益者負担の原則に則り、実情に見合った学校給食費に改定するもの。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】 学校給食法（昭和 29 年法律第 160 号） 石巻市学校給食センター条例（平成 17 年条例第 95 号） 石巻市学校給食センター条例施行規則（平成 17 年教育委員会規則第 25 号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】 第 5 章 豊かな心を育みいのちを未来につなぐまち 第 1 節 安全に安心して学ぶための教育環境整備の推進 1 充実した教育を行うための環境を整備する</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
<p>平成 18 年 4 月 合併協定に基づき、小中の学校給食費を旧石巻市の単価に統一 ・小学校 240 円、中学校 285 円、河北幼稚園 140 円、桃生幼稚園 231 円</p> <p>平成 24 年 4 月 河北幼稚園の完全給食実施に伴い幼稚園の給食費を統一 ・幼稚園 231 円</p> <p>平成 26 年 4 月 消費税率引上げに伴い改定（3%分を上乗せ） ・小学校 246 円、中学校 293 円、幼稚園 237 円</p> <p>令和 3 年 10 月 学校給食センター運営委員会に給食費改定案について諮問 11 月 学校給食センター運営委員会から答申 教育委員会第 11 回定例会にて改定案について議決</p>
⑤ 主な内容
<p>【改定案】 ・小学校 286 円（現行 246 円） ・中学校 350 円（現行 293 円） ・幼稚園 240 円（現行 237 円）</p> <p>【施行月日】 ・令和 4 年 4 月 1 日</p>

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【影響・効果】

栄養価の維持・向上に有効な献立が作成でき、継続して提供できるようになる。  
望ましい学校給食の提供に必要な食材を、保護者からの学校給食費により調達できるようになる。

【改定に伴う保護者負担額】

・小学校

	1食当たり	1月当たり※ <sup>1</sup>	1年当たり※ <sup>2</sup>
現 行	246円	4,920円	44,280円
改 定 案	286円	5,720円	51,480円
差 額	40円	800円	7,200円

・中学校

	1食当たり	1月当たり※ <sup>1</sup>	1年当たり※ <sup>3</sup>
現 行	293円	5,860円	51,275円
改 定 案	350円	7,000円	61,250円
差 額	57円	1,140円	9,975円

・幼稚園

	1食当たり	1月当たり※ <sup>1</sup>	1年当たり※ <sup>3</sup>
現 行	237円	4,740円	41,475円
改 定 案	240円	4,800円	42,000円
差 額	3円	60円	525円

※1：20回で計算    ※2：180回で計算    ※3：175回で計算

【歳入額】

学校給食費調定額

- ・現 行        486,843,823円（令和2年度決算額）
- ・改定案        588,353,000円（令和4年度見込額）

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

県内の学校給食費の状況（別紙添付）

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

令和4年2月初旬 保護者に給食費改定を周知（チラシ配布）  
2月            市議会第1回定例会に新給食費による歳入予算について提案  
4月1日        新給食費により運営開始

⑨ その他